いすみ市内の介護現場で働く方を応援します！

介護職員初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修の受講費用の一部を補助します!!

いすみ市では、市内介護保険サービス事業所の雇用確保や従事者の資質の向上、また介護保険サービスの安定供給を図ることを目的に、補助対象研修の受講費用の一部を補助します。

補助対象者

補助金申請日に、次の要件の全てを満たしていること

個人

（１）いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に記録されている者。
（２）介護職員初任者研修、実務者研修及び生活援助従事者研修（以下「研修」という）を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の４月１日以降であること。
（３）いすみ市内に所在する介護保険サービス事業所において、研修を修了した日以降、６箇月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
（４）研修の受講料（教材費含）の支払を完了していること。
（５）市税等の滞納がないこと。
（６）受講料の経費について、他の公的な制度による助成（本事業による補助を含む。）を受けていないこと。

法人

（１）いすみ市内に所在する介護保険サービス事業所を運営していること。
（２）研修を受講した者が、介護保険サービス事業所と雇用関係にあること。
（３）雇用関係にある受講者が、研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の４月１日以降であること。
（４）介護保険サービス事業所が雇用関係にある受講者の受講料を負担し、かつ、その支払を完了していること。
（５）受講料の経費について、他の公的な制度による助成（本事業による補助を含む。）を受けていないこと。

補助金の額

受講料及び教材費の１／２（１０円未満の端数は切り捨て）、もしくは以下の補助上限額と比較していずれか低い額となります。

○介護職員初任者研修　５０,０００円　**○実務者研修　１００,０００円**
○生活援助従事者研修　２５,０００円

申請手続き

補助要件を満たした上で、申請書に以下の添付書類を添えて窓口にて申請してください。
①受講料等の領収書の写し
②初任者研修等を行う事業者等が発行する修了証明書の写し
③介護サービス事業所が発行する就業証明書
④上記以外に市長が必要と認める書類

問い合わせ先・申請窓口
〒２９８－８５０１　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市役所　健康高齢者支援課　介護保険班（大原庁舎１階）
電話：０４７０－６２－１１１８　FAX：０４７０－６３－１２５２
E-mail：kaigo@city.isumi.lg.jp